

# 森林緑化推進事業実施要領

2008年2月14日 施行

2015年2月27日 一部改正

2018年2月28日 一部改正

## 1. 目的

福山市民または福山市内で活動する団体等が、福山市内の森林公園及び公共性の高い森林等内で行う、環境緑化の推進と緑化意識の高揚並びに連帯意識の向上に寄与する活動を支援するため、予算の範囲内で交付金を交付する。

## 2. 申請者の条件

次の条件を備えた福山市内の団体・グループ等とする。

- (1) 明確に森林整備，緑化普及啓発等を目的とし，宗教的宣伝，政治的宣伝又は営利を活動の目的としないこと
- (2) 自主的，組織的な活動で申請した事業を完遂すること
- (3) 交付金の使途に係る条件順守が確実であること

## 3. 対象事業

- (1) 福山市民で組織する団体が行う，里山づくりの模範となるような森林整備事業
- (2) 地域の里山，森林の利用及び活用を促進するための事業
- (3) 自然観察，自然探勝など森林に対する認識を深めるための普及啓発事業
- (4) 森林での生き物の保護・再生活動事業又は地域の自然資源を活かす事業  
(注) 対象事業の参加者が概ね20人以上であること

## 4. 実施場所

- (1) 福山市内の森林公園か公共性の高い森林等で，市民が自由に出入りし共同で利用できる場所
- (2) 前項の外，公益社団法人広島県みどり推進機構福山市支部長が適当と認めた場所

## 5. 実施期間

事業採択日から12月10日まで

6. 交付金の限度額  
一事業につき原則として5万円を限度とする。

7. 交付対象経費  
交付の対象となる経費は次のとおりとする。

| 科 目    | 区 分    | 細 分    | 備 考                |
|--------|--------|--------|--------------------|
| 行動費    | 施設費    | 施設借上げ等 | 研修会等の会場借上げ料        |
|        | 交通費    | 人員輸送   | バス等人員輸送車借上げ料       |
|        |        | 公共交通   | 集合・解散場所から作業現地までの実費 |
|        | 保険料    |        | 傷害保険料              |
| 資材費    | 機械・器具  | 購入     | 鎌, 鋸等              |
|        |        | 借上げ    | チェーンソー, 刈り払い機等     |
|        | 樹名札    |        |                    |
|        | 苗木     |        | 支柱含む               |
|        | 肥料, 農薬 |        | 植栽・保育に必要な肥料・農薬料    |
| 資材等運搬費 | 運搬費    |        | 車両借上げ料             |
| 講師経費   | 謝金等    |        | 旅費を含む              |
| 事務費    | 事務用品費  |        |                    |
|        | 印刷費    |        |                    |
|        | 通信費    |        |                    |
|        | その他    |        |                    |

(注) 次の経費等については交付の対象としない。

- ・ ボランティアの労賃, 飲食費 (ジュース, お茶を除く)
- ・ 高額の備品・道具類及び個人所有のもの
- ・ 高額の苗木等

8. 申請の方法  
様式1号の申請書によるものとする。

9. 事業採択の決定及び通知  
申請書を審査し, 事業の採択・不採択の審査結果を申請者に通知する。  
なお, 交付金の適正な用途について条件を付することができる。

10. 事業内容の変更  
事業採択決定通知後, 事業内容を変更する場合は, ただちに変更承認申請を提出し承認を受けるものとする。(様式2号) 事業を取りやめる場合においても同様とする。

1 1. 実績報告

事業完了後1ヶ月以内又は12月15日までのいずれか早い期日までに実績報告書（様式3号）を提出することとする。

1 2. 交付金の支払い

交付金の支払いは、実績報告書（様式2号）受領後とする。

1 3. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、公益社団法人みどり推進機構福山市支部長が定める。